最終更新日：2018年6月22日
株式会社 エフ・シー・シー
代表取締役社長 松田　年真
問合せ先：総務部　IRブロック
証券コード：7296
http://www.fcc-net.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、企業理念に立脚し、株主をはじめ顧客、従業員および地域社会等のステークホルダーからの信頼を高め、透明・公正かつ迅速・果断な意思決定を行い、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、経営の最重要課題の一つとしてコーポレートガバナンスの充実に取り組むこととしております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

コーポレートガバナンス・コードの各原則について、全て実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

当社は、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方および基本方針について「コーポレートガバナンスガイドライン」を定め、当社ウェブサイトで開示しております。その他に決算説明会資料や株主総会関連資料等の各種開示資料も掲載しておりますので併せてご参照ください。「株主・投資家の皆様へ」URL: http://www.fcc-net.co.jp/ir/

【原則1－4】株式の政策保有および政策保有株式に係る議決権行使に関する方針
「コーポレートガバナンスガイドライン」第5条（政策保有株式に関する方針）をご参照ください。

【原則1－7】関連当事者間の取引
「コーポレートガバナンスガイドライン」第6条（利益相反取引）をご参照ください。

【原則3－1】
(1) 経営理念等や経営戦略、経営計画
企業理念：「コーポレートガバナンスガイドライン」第1条（コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方）＜企業理念＞をご参照ください。
経営戦略、経営計画：中期経営計画を定め、決算説明会等で公表しております。

(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
「コーポレートガバナンスガイドライン」をご参照ください。

(3) 取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
「コーポレートガバナンスガイドライン」第11条（役員報酬の決定方針）をご参照ください。

(4) 取締役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
「コーポレートガバナンスガイドライン」第10条（取締役候補者の指名方針）をご参照ください。

(5) 取締役候補の個々の指名についての説明
「定時株主総会招集ご通知」をご参照ください。

【補充原則4－1－1】取締役会の決定事項および経営陣に対する委任の範囲
「コーポレートガバナンスガイドライン」第8条（取締役会の役割・責務）をご参照ください。

【原則4－9】社外役員の独立性判断基準
「コーポレートガバナンスガイドライン」第9条（取締役会の構成）をご参照ください。

【補充原則4－11－1】取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性および規模に関する考え方
「コーポレートガバナンスガイドライン」第9条（取締役会の構成）をご参照ください。

【補充原則4－11－2】取締役の他の上場会社の役員兼任状況
「定時株主総会招集ご通知」をご参照ください。

【補充原則4－11－3】取締役会の実効性評価
当社は、2017年度の取締役会全体としての実効性に関し、取締役の自己評価をベースに、監査等委員である社外取締役が分析・評価を実施いたしました。評価は、当社が定めるコーポレートガバナンスガイドラインに基づき、取締役会の人数・構成、取締役（会）の資質と知見、取締役会の運営、取締役会の役割・責務、株主との対話の5つの観点から行いました。評価の結果、取締役会は全ての項目について概ね適切に機能していると評価されましたが、将来を見据えた新事業を含めた経営戦略といった大局的な方針決定に関する議論を充実すべきことや、これまで以上に取締役会において実効的な議論ができるような体制作りが必要であることを確認いたしました。評価結果を踏まえ、取締役会がその機能を最大限発揮するために必要な更なる工夫を検討、実施してまいります。

【補充原則４－14－２】取締役に対するトレーニングの方針
「コーポレートガバナンスガイドライン」第13条（取締役に対する研修）をご参照ください。

【原則５－１】株主との建設的な対話に関する方針
「コーポレートガバナンスガイドライン」第３条（株主との建設的な対話）をご参照ください。

２．資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
本田技研工業株式会社	10,881,288	21.69
株式会社SMBC信託銀行(株式会社三井住友銀行退職給付信託口)	2,508,000	5.00
株式会社ワイ・エー	2,019,440	4.02
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,765,700	3.52
山本 佳英	1,525,864	3.04
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,434,500	2.86
みずほ信託銀行株式会社退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社	1,315,200	2.62
山本 恵以	1,300,968	2.59
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140044	1,036,700	2.07
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505019	901,600	1.80

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

モンドリアン・インベストメント・パートナーズ・リミテッドから2016年６月30日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2018年３月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

三井住友アセットマネジメント株式会社およびその共同保有者である株式会社三井住友銀行から2016年11月22日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2018年３月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

NOMURA INTERNATIONAL PLCおよびその共同保有者である野村アセットマネジメント株式会社から2017年６月６日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2018年３月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

株式会社みずほ銀行およびその共同保有者であるみずほ証券株式会社、みずほ信託銀行株式会社ならびにアセットマネジメントOne株式会社から2017年６月22日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2018年３月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

３．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	３ 月
業種	輸送用機器
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

４．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5．その他コーポレート･ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	20 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	13 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
辻 慶典	弁護士											
佐藤雅秀	公認会計士											
杉山一統	弁護士											

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
辻 慶典	○	○	―――	弁護士としての企業法務に関する専門的見地と豊富な経験に基づき、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。また、当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反が生ずるおそれがないものと判断したため、独立役員として指定しております。

佐藤雅秀	○	○	―――	公認会計士としての企業財務および会計に関する専門的見地と豊富な経験に基づき、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。また、当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反が生ずるおそれがないものと判断したため、独立役員として指定しております。
杉山一統	○	○	―――	弁護士としての企業法務に関する専門的見地と豊富な経験に基づき、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。また、当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反が生ずるおそれがないものと判断したため、独立役員として指定しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	委員長（議長）
監査等委員会	4	1	1	3	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

当社は、監査等委員会の職務を補助する組織として監査室を置いております。監査室への指揮命令権は監査等委員会に属するものとし、監査室の使用人の任命、解任、人事異動および賃金等の改定については監査等委員会の同意を得たうえで取締役会が決定することとしております。なお、監査等委員会の職務を補助すべき取締役は置かないものとしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会は、監査等委員会が定めた監査方針、監査計画および業務分担等に従い、取締役会その他重要な会議へ出席し、業務および財産の状況の調査等を通じて取締役の職務の執行や内部統制システムの整備および運用状況について監査、監督を行っております。また、代表取締役、取締役および会計監査人と定期または必要に応じて意見交換を行い、監査室と連携を図ることで監査の実効性を確保する体制としております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員をすべて独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

中期経営計画に基づき設定する事業年度毎の業績や経済動向、業界動向等を勘案した役員賞与を支給しております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

———

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書、事業報告で総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員の報酬等は、健全かつ適切なインセンティブとなるよう、その役割・責務に相応しい水準とし、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬は職務執行の対価として固定額を支給する役員報酬と中期経営計画に基づき設定する当該事業年度毎の業績や経済動向、業界動向等を勘案した役員賞与によって構成されております。監査等委員である取締役の報酬は、職務執行の対価として固定額を支給する役員報酬のみで構成されております。これらは、株主総会で承認された限度額の範囲内において、取締役(監査等委員である取締役を除く。)については取締役会決議に基づき、監査等委員である取締役については監査等委員である取締役の協議に基づき支給いたします。
また、自社株の保有を通じて株主と利害を共有することで、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を促進するため、取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、固定報酬額のうち一定程度を役員持株会に拠出し、自社株を取得するとともに、在任期間に加えて退任後1年は継続して保有することとしております。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役に対し、取締役会の議事その他の情報を適宜提供しております。監査等委員会を補助する組織として監査室を置いております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等 更新

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件(常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
———	———	———	———	———	———

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 更新	0 名

その他の事項 更新

———

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

取締役会は13名(うち、社外取締役3名)で構成され、法令に定められた事項および重要な業務執行を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督しております。監査等委員会は、監査等委員である取締役4名(うち、社外取締役3名)で構成され、監査等委員会が定めた監査方針、監査計画および業務分担等に従い、取締役会その他重要な会議へ出席し、業務および財産の状況の調査等を通じて取締役の職務の執行や内部統制システムの整備および運用状況について監査、監督を行っております。会計監査人は、監査法人保森会計事務所と会社法および金融商品取引法に基づく会計監査について監査契約を締結し、監査を受けております。会計監査業務を執行しているのは代表社員・業務執行社員の2名で継続監査年数は両名とも7年以内であります。当社と監査等委員である取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

取締役会の監督機能の強化、経営の健全性・透明性の向上、意思決定の迅速化を図るため、監査等委員会設置会社の機関設計を採用しております。会社の業務に精通した社内取締役および客観的で広範かつ高度な視野を持つ社外取締役によって構成された取締役会によって、取締役の職務の執行を監督しております。当社の事業内容や事業規模等に照らし、現状の体制が適切と判断しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会招集通知は、法定の期限より早い時期に発送しております。 また、発送に先立ち、当社ウェブサイトに掲載し、あわせて東京証券取引所に縦覧書類として提出しております。
集中日を回避した株主総会の設定	定時株主総会は、事務日程を考慮し早期に開催しております。
電磁的方法による議決権の行使	パソコン、スマートフォンを使用したインターネットによる議決権行使ができるようにしております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加しております。
招集通知（要約）の英文での提供	英文の株主総会招集通知を作成し、当社ウェブサイトに掲載しております。また、東京証券取引所に縦覧書類として提出しております。

2．IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ウェブサイトで公表しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算説明会を期末および第２四半期末後の年２回開催し、代表取締役社長による説明を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	法定開示資料、適時開示資料、その他IR資料を当社ウェブサイトに掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	総務部IRブロック	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社グループは、「わたしたちは、安全と環境に配慮し独創的なアイデアと技術でお客様に喜ばれる製品を提供することで社会へ貢献します。」を企業理念の基本方針とし、当社グループ全体で共有する行動指針や行動規範を定めこれを周知徹底しております。
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	当社は、環境方針を策定し、当社の事業活動が環境に与える影響を適格に捉え、製品開発の段階から環境保全を考慮し、環境汚染物質の排出削減、省資源および省エネルギーの推進、廃棄物の発生源からの排出抑制および排出量の削減に努めております。また、本店所在地である静岡県浜松市を中心に地域社会への貢献活動を行い、社会からの信頼と共感を得られるように努めております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	環境保全活動への取り組みについて、その内容を当社ウェブサイトに掲載しております。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

内部統制システムに関する基本方針
当社は、取締役会において、会社法に定める業務の適正を確保するための体制について、次のとおり決議しております。

・当社および当社グループ会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合し、社会からの信頼を確保するため、当社グループ全体で共有する行動規範を定めこれを周知徹底する。
コンプライアンスを統括する組織として、コンプライアンスオフィサーを委員長とするコンプライアンス委員会を設置するほか、内部通報制度を設置しコンプライアンスの推進を図る。

・当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
情報管理基本方針に基づき諸規程を定め、取締役の職務の執行に係る情報について適切に保存および管理を行う。

・当社および当社グループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社グループ全体の経営上のリスクについては、当社の取締役会において認識、評価するものとする。当社の取締役会は、認識、評価した経営上のリスクを管理する取締役を決定する。
リスクマネジメントを統括する組織として、リスクマネジメントオフィサーを委員長とするリスクマネジメント委員会を設置し、当社グループ全体の日常の業務におけるリスクおよび組織横断的なリスクの管理を行う。

・当社および当社グループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社の取締役会は3ヶ月に1回以上開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、法令に定められた事項および重要な業務執行を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督する。
経営会議等の会議および執行役員制度の活用により、経営の意思決定の迅速化および効率化を図る。
中期経営計画および年度事業計画を策定し、当社グループ全体の業務執行の進捗管理を行うとともに経営資源の有効活用を図る。
職務執行規程等において、職務分掌、指揮命令系統その他組織に関する基準を定める。

・当社グループ会社の当社への報告に関する体制その他当社および当社グループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社は、当社グループ会社の事業規模および重要性等を踏まえて適正に管理するため、子会社管理規程を定める。
当社は、当社グループ会社に対して当社への定期的な報告を義務づけるほか、一定の重要事項について速やかに報告させる体制を整備する。
当社の監査室は、当社および当社グループ会社の監査を定期または必要に応じて実施する。

・当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項
当社は、監査等委員会の職務を補助する組織として監査室を置く。監査室への指揮命令権は監査等委員会に属するものとし、監査室の使用人の任命、解任、人事異動および賃金等の改定については監査等委員会の同意を得たうえで取締役会が決定する。なお、監査等委員会の職務を補助すべき取締役は置かないものとする。

・当社の監査等委員会への報告に関する体制
監査等委員会は取締役会その他重要な会議に出席するほか、必要に応じて当社および当社グループ会社の取締役および使用人に対して報告を求めることができる。
監査等委員会から報告を求められた場合、迅速かつ適切な報告を行う。
内部通報制度を設置し、監査等委員会への適切な報告体制を確保する。
内部通報制度に関する運用規程において、報告者が不利な取扱いを受けないよう体制を整備する。

・当社の監査等委員の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
当社は、監査等委員会がその職務の執行について必要な費用の請求をした場合、速やかに当該費用を処理する。
監査等委員会は、職務の執行上必要と認める費用について、あらかじめ予算計上しておく。ただし、緊急または臨時に支出した費用については、事後、当社に償還を請求することができる。

・その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査等委員会は代表取締役、取締役および会計監査人と定期または必要に応じて意見交換を行う。
監査等委員会は監査室との連携を密にし、実効的な監査を行う。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力に対して毅然とした態度で臨むことは、企業の社会的責任の観点から極めて重要な課題と認識しております。当社では、内部統制システムの運用を通じて反社会的勢力による被害を防止するための対応を適宜に実施しており、今後も継続して社内体制及び外部専門機関との連携の強化に取り組んでまいります。

Vその他

1．買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2．その他コーポレート･ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要
･当社は、ディスクロージャーポリシーを定めております。ディスクロージャーの基本方針、情報開示の方法は次のとおりであります。
ディスクロージャーの基本方針
当社は、株主、投資家の皆様に対し、会社法、金融商品取引法および東京証券取引所の定める適時開示規則に準拠した情報の開示を行うほか、当社の判断により当社を理解していただくために有効と思われる情報について、透明性、公平性、継続性を基本に迅速な情報提供に努めます。
情報開示の方法
適時開示規則に該当する情報の開示は、同規則に従い、東京証券取引所の提供する適時開示情報伝達システム（TDnet）にて公開しています。公開した情報は、当社ウェブサイトに速やかに掲載することとしております。
･決算情報、決定事実、発生事実について
当社は、決算情報、決定事実、発生事実について取締役会で決定のうえ開示しております。監査等委員会および監査室は、適切にモニタリングを実施しております。

〔コーポレート・ガバナンス体制図〕

